

IX 貸付事業

1 貸付について

(1) 貸付の種類

貸付の種類は、次のとおりです。

ア 普通貸付

イ 住宅貸付

ウ 災害貸付

エ 特別貸付（入学・修学・結婚・葬祭・医療）

オ 高額医療貸付・出産貸付

※ 詳細については、次ページA表（共済組合貸付金一覧表）を参照してください。

(2) 借受資格

組合員資格を取得した日から組合員（任意継続組合員を除く。）である間、貸付を受けることができます。ただし、住宅貸付にあつては、1年未満の組合員は、借受資格がありません。

また、任意継続組合員は、任意継続組合員の資格を取得した日から、高額医療貸付及び出産貸付を受けることができます。

なお、他の共済組合からの転入者はこの限りではありません。

貸付申込書などの様式について

様式は、長野県職員ポータル>J S N情報ステーション長野 に掲載されています。

ダウンロードして使用してください。

> データライブラリー > 様式集 > 職員課関係様式集 > 地方職員共済組合貸付事業様式集

B表：共済組合貸付に添付する書類一覧表（高、療貸付、出産貸付を除く）

提出区分		貸付申込時														完了時																	
提出書類	貸付申込書	請求書、費用明細書、見積書のいずれかの書類	工事請負契約書の写し	設計図・平面図	登記簿謄本又は登記全部事項証明書	建築確認済証の写し	売買契約書の写し	現地案内図(概要図及び詳細図)	誓約書	農地転用許可書の写し	被害の事実を証する書類	契約書の写し	合格通知書、入学許可証、 さつ(る)り	在学証明書(在学年が記載 されてる)	戸籍謄本又は住民票の写し	招待状の写し	仲人の証明書又は結婚式の 招待状の写し	個人情報の取り扱いに 関する同意書	借入状況等申告書	完了報告確認書	借入証書	団体信用生命保険申込書	完了報告書	領収書等の写し	自動車検査証(車検証)の写し	登記全部事項証明書 又は 建物の登記簿謄本又は 登記全部事項証明書	土地の登記簿謄本又は 登記全部事項証明書	現場の写真					
		貸付区分																															
普通貸付	○ 1号	○																○	○	○	○		○	○	○								
	自動車購入場合 ○ 1号	○																○	○	○	○		○	○	○	○							
住宅貸付	新築・増改築の場合 ○ 2号		○	○	△	△		○										○	○	○	○	△	○	○	○		○			○			
	修理の場合 ○ 2号		○	○	○			○										○	○	○	○	△	○	○	○					○			
	住宅購入の場合 (土地付き住宅マンションを含む) ○ 2号		△	○	△			○	○									○	○	○	○	△	○	○	○		○	○		○			
	住宅敷地取得の場合 ○ 2号				△			○	○	○	△							○	○	○	○	△	○	○	○					○			
	住宅介護対応住宅 ○ 2号		(共済係担当者へお問い合わせください)																				○	○	○	○	△	○	○	○			
災害貸付	一般災害貸付 ○ 1号	○									○							○	○	○	○		○	○	○					○			
	住宅災害貸付 ○ 2号		(住宅貸付に掲げる書類)														○					△	○	(住宅貸付に掲げる書類)									
特別貸付	入学貸付 ○ 1号	○											○					○	○	○	○		○	○	○					○			
	修学貸付 ○ 1号	○											○					○	○	○	○		○	○	○					○			
	結婚貸付 ○ 1号	○																○	○	○	○		○	○	○					○			
	葬祭貸付 ○ 1号	○																○	○	○	○		○	○	○					○			
	医療貸付 ○ 1号	○																○	○	○	○		○	○	○					○			

* 給与月額確認のため、“直近の給与明細”をご提出ください。

A表：共済組合貸付金一覧表

貸付種類	貸付額	貸付限度額	最低保障額	貸付利率	貸付事由
普通貸付	給料月額×6倍の額	200万円		年利 1.26%	①組合員又はその被扶養者の婚姻又は出産 ②その他の生活資金
住宅貸付	貸付規程別表により算出した額	1,800万円	貸付規程別表による額が次に掲げる額に満たない時は、当該金額の範囲内において支部長が認める金額。 ①組合員期間 1年以上 3年未満 100万円 ② " 3年以上 7年未満 400万円 ③ " 7年以上 12年未満 700万円 ④ " 12年以上 17年未満 900万円 ⑤ " 17年以上 1,100万円	年利 1.26%	組合員が自己の居住の用に供するための住宅貸付(新築・増築・改築・修理・購入・住宅の敷地購入)
災害貸付	一般災害貸付	一の貸付事由ごとに給料月額×6倍の額	200万円	年利 0.93%	組合員又はその被扶養者の家財に係る水震火災その他の被害による損害又は盗難による損害を受けたとき。
	住宅災害新規貸付	貸付規程別表により算出した額	1,800万円	年利 0.93%	組合員の住宅に又は住宅の敷地に係る水震火災その他の災害による損害を受けたとき。
	住宅災害再貸付	貸付規程別表により算出した額の2倍に相当する額	1,900万円	年利 0.93%	住宅貸付又は住宅災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る水震火災による損害を受けたとき
特別貸付	入学貸付	一の貸付事由ごとに給料月額×6倍の額	200万円	年利 1.26%	組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含みます。)の進学に要する費用
	修学貸付	修学している者ごとに修業各年につき180万円[修学年中途の貸付] 申し出のあった日の属する月の翌月から当該修業年の末日の属する月までの期間における月数に15万円を乗じて得た額		年利 1.26%	組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含みます。)の修学に要する費用
	結婚貸付	一の貸付事由ごとに給料月額×6倍の額	200万円	年利 1.26%	組合員、その他被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻に要する費用
	葬祭貸付	一の貸付事由ごとに給料月額×6倍の額	200万円	年利 1.26%	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、兄弟姉妹若しくは配偶者の父母に葬祭に要する経費
	医療貸付	一の貸付事由ごとに給料月額×6倍の額	100万円	年利 1.26%	組合員又はその被扶養者の療養(法第62条の2に規定する高額療養費の支給対象となる療養を除く。)により資金を必要とするとき。
高額医療貸付	一の貸付事由ごとに高額療養費相当額			無利子	組合員又はその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのため臨時の資金を必要とするとき。
出産貸付	一の貸付事由ごとに出産費に相当する額及び額出産費に相当する額			無利子	組合員又はその被扶養者が出産に要する支払いのため臨時に資金を必要とするとき。

※貸付利率については財政融資資金法第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率の変動に応じ変動します。